



第二一八號 目次

大正十一年六月十五日創刊
昭和十九年五月十五日出刊
昭和十九年五月三十日發行
印 刷 所 西大(社)谷口印刷所
編 輯 室 安井 章吾
發 行 人 安井 章吾
會員登録番号二〇六〇四

國家主權の再認識傾向……………岩崎卯一(一)
特許植民會社の政治的性質…………矢口孝次郎(二)

編輯室より……………(九)

國家主權の再認識傾向

教授 岩崎卯一

第一節 組合國家の主権的傾向

第二款 國家の社會化傾向と社會の國家化傾向

改編の辭

決戦下の出版統制に應へて、我關西大學々報も前號所報の如く其

面目を一新することとなり、茲に改編第一冊を出す運びに至りました。即ち體裁は舊のまゝながら、内容は報道記事を廢して研究論文のみとなし、純學術として再出發の途についたのであります。一見片々たる小冊子の觀がありますが、B5版全頁に八ポイント活字を以て組まれた字數は相當の量であり、収載の力作篇と相俟つて充分読みごたへのある小論集であることを確信してゐます。

從來の關西大學研究論文集に代る本大學の研究發表機關として今後健全なる成長を急願してゐる次第であります。幸ひ大方各位の御支援を御願ひ致します。

二十世紀の前半は、國家と社會との激しき鬭争に依り其歴史を形つてゐる。比喩的に十九世紀を「社會の變見時代」として記憶し得んか、二十世紀は「國家の再認識時代」とも之を稱し得るであらう。即ち十九世紀中葉に於ける sociology, Gesellschaftslehre の擡頭は斯かる社會發見時代の象徴と認められるであらう。又二十世紀の三〇年代に於けるナチス獨逸の Staatslehre, Wissenschaft der Politik の擡頭は國家再認識時代の前徴とも見られるであらう。されど、國家と社會とは共に近代人が同じ生活體驗のなかに創り出したる共同生活形象なるが故に、異なる歴史的背景と生活原理とを以て各別の途を歩み來れりとは言へ、互に對立し鬭争する過程中に、兩者は相手方を否定的媒介として、換言せば對立者を感化し又同時に對立者より影響されつゝ、一層高き次元にある自己を創造してゐるのであ

金てつづある亞米利加國家に於ける、獨逸其種権輿諸國家の世界新秩序建設目標とする政勢を防ぐ可く、從來久しく堅持したりし市民社會的諸傳統を拠棄し、諸體制の國家化を

第一次世界大戦に於ける最初の而して最大の現象形態は、一九一七年のソヴィエト露西亞革命である。革命政府が、政治綱領をマルクス理論に現はれたる形態の共産主義 *Kommunismus* に置き、之を露西亞の人民上に實踐するに止まらず、コミニテルン即ち第三國際共産黨の運動を通じ、更に日本・獨逸の如き國防上の脅威たり易き隣接諸國家を始め、伊太利・佛蘭西其他勞資階級相互の關係緊張せる諸國家に於て、宣傳したる事は、正しく國際共産社會の國家主權否定運動として、各國家に依り警戒せられたのである。第一次世界大戦に於ける一方の雄たりし獨逸帝國は、策戦上ソヴィエト革命政府を利用す可く、一九一八年三月之と單獨媾和を締結したるも、遂に共産主義宣傳の好餌と成り、内部崩壊を餘儀なくされ、同年十一月には、遂に社會民主主義革命に因り、敗戦と國體變革とを經驗し、新に生れたる獨逸共和國家は、後述す可きが如く、英米民主主義國家に追随して、國家の市民社會化に向つて進んだのである。されど、ソヴィエト露西亞の國際共産主義宣傳に依る國內危機より最も早く脱却し、却つて之に攻勢を採りたるは第一次世界大戦後の伊太利國である。即ち、ムッソリーニ B. Mussolini の統裁する伊太利ファシズム運動こそは、ソヴィエト露西亞のコミニテルンを本部とする主權的民族國家否認と、共産主義的世界社會擁護との、組織的運動に対する最初の反響である。此種の政治運動に由り、暫時假寐状態に在りし伊太利國民の主權國家的意識と、冷却状態に在りし伊太利國民の舊羅馬帝國復興に對する情熱とが、俄然昂揚せられたのである。

伊太利に於けるファシズム運動の進展に資したるは、第一に共産主義の宣傳に煽動せられし所謂「工場占領」の慘憺たる失敗であり、第二に伊太利政黨政治の腐敗に禍ひされし小黨聯立政府の餘りなる無氣力であり、第三に労働階級の共産主義的實踐と市民階級の自由主義思想とに對する農民出身在郷軍人の國粹主義的反動である。第一は、無產階級社會の國際的團結なる標語の下に、都市工場労働者を祖國より離反せしめて、主權國家としての伊太利王國を解體し、之をソヴィエト露西亞政府と表裏關係に在るコミニテルンの指導下に置かんとせし策謀が効を奏せざりし事を示すものである。第二は、英米の政治に範を仰げる自由主義的政治が、市民社會的個人主義を助長し、伊太利人の國家的團結心を弛緩せしめんとしたる政情を發生せしめ、之が却つて識者の憂國感情を喫つたのである。要するに、市民社會兩階級の社會的イデオロギーたる共産主義と資本主義とが伊太利の國家主權を否定せんとして、却つて對立物と化したのである。第三は、第一次世界大戦に於て祖國伊太利の旗の下に戰ひたら後歸還し、伊太利國家を内外より思想的・政治的に荼毒せんとせる市民社會の魔手を排除せんとせし在郷軍人

の國家主義運動の擡頭である。而して、ムッソリーニがファシズム運動を展開するに當り、専ら依據したる社會的勢力は、第三の艦隊軍人の國粹的團結力であり、主として攻撃目標とされたのは、第一の下級兵士の士氣と、第二の政黨政治家間の自由主義政治である。彼が結黨後幾何ならずして、多數の党員のみならず、國軍に抵抗し得る程の武力をも結集し、一九二一年十月の羅馬進軍、クーデター、獨裁政權掌握、國家體制のファシズム的刷新を、一舉に敢行し實効を奏し得たるは、第一及び第二の市民社會運動を充分壓倒し得る潜勢力が、第三の陣營に於て既に用意せられつつありしに因るのである。唯だムッソリーニは、佛蘭西革命失敗後擡頭したるナボレオンの如く、斯かる諸情勢を自己の政治運動に有利に展開せしむ可く、巧妙に利用したのである。

第三款 伊太利ファシズム政權の獨裁政治體制

一度政權を掌握したるファシズム黨は、議會の改造、政府の強化、兵備の充實、勞資の調節、ファシズム黨の機能化等の政策を合法的手段を踏みつつも事實は權力的順次強行したのである。ファシズム政權の確立、就中一九二六年の労働團體取締法に依りファシズム組合以外の労働組合の存在を許容せざるに至りしを以て、伊太利國家の主權よりも國際共産黨本部よりの指令を重しとする労働組合は固より、民主主義的政治體制下の労働階級の権限を得せんとする労働組合も其に伊太利國內より消滅したのである。又、一九二八年の伊太利國下院議員選舉法改正が、從來の地域代表選舉制に代る職能代表選舉制を採用し、ファシズム黨の制覇を確實に保障する比例代表選舉制を加味したる結果、從來小黨分立現象を持続し來れる各政黨は殆ど解消せられ、ファシズム黨のみが搖ぎなき最大黨として屹立するに至つたのである。然るに、一九三九年の「ファシズム及び組合議院法」なる新法律は、組合國家の完成目的とする伊太利議會制度の根本的改組であり、下院は政府の協力會議と成り、下院議員は殆ど組合全國評議會委員及びファシズム全國評議會委員より選ばれ、文字通り職能選舉制度が採用されたのである。更に又、一九二五年の首相の権限及び其特權に關する法律に依り、首相は皇帝に對してのみ輔弼の責任を負ひ、從來の英吉利議會中心主義政治形態に於けるが如き議會に對する政治責任を負はざる事を明瞭にしたるに止まらず、政府部内に於ても各省大臣を指揮し政務を統一し各大臣をして首相の諸機關たらしむる事に依り首相の権限を極度に強化したのである。されど、伊太利國家の内外に對する重要政策を眞に左右する國家機關はファシズム最高評議會である。一九二八年の法律に依り、從前にはファシズム黨の一機關たつに過

ぎざりし此評議會は公的性質を附與せられ、憲法上の政府最高諸間機關たるに至り、皇位繼承、皇帝の大權、議院の構成と権限、首相の權能、國家と法王廳との關係、重要な國際條約等に關する諸間に答へると共に、閣員をはじめ大官推舉の權能をも有し、其他國家的に重大なる如何なる事項に就ても諸間に答へる權限を有する。されど、此評議會も政府及び議會と同じく、政府に在りては首相、黨に在りては總裁、此評議會に於ては議長たるムツソリーニの衆議統裁の形式にて司宰せられる諸間機關である。從つて、國家主權は形式的には伊太利皇帝に存するも、政治的に、國家の最高機關たる首相兼總裁に依り運用せられてゐるのである。即ち、ムツソリーニ獨裁制が確立されたのである。

第四款 ファッショ的職能組合主義と國家至上主義

現時の伊太利國家は、上に皇帝を戴ける立憲君主國家であり、絶大の獨裁權を行使しつつあるムツソリーニと雖も、皇帝輔弼の臣として其實に任じつある點より見れば、十九世紀後半の獨逸帝國に於ける獨逸皇帝とビスマルク首相との關係を聯想せしむるものあるも、前者の特異點に其組合國家性に存するのである。

英米佛諸國の如く立憲民主主義政治體制を採用せるものは勿論、帝政時代の獨逸の如く立憲君主主義的統治組織を採用せる國家と雖も、政治の基礎を「人」と「地域」とに置き、「職業人」及び「職場」は殆ど之を闊却してゐたのである。これに注意せず、又「職場」の如何に拘はりなき人々の地域的分布を重視したのである。此故に、從來の政體に於ける國家は、單なる住民に依る地域國家に過ぎなかつたのである。然るに伊太利國家は、國民を悉くそれぞれの職場に働く職能人として認識し、此認識の上に國家體制を再編成する事に依り、職能人若くは職場の體統的組合の總體を現實國家の骨組とするのである。現に、ファッショ伊太利に於ける國家組織を見んか、立法機關たる議會のうち、下院は完全に職能代表議會化せられ、國家委員会と改稱せられし議員は、選舉に依らず、全國組合評議會の代表者にファッショ大評議會議員及びファンシスト黨全國會議代表者を加へたるものを見て充てられてゐる。而して、全國組合評議會は、一九二六年の法律、所謂労働憲草に依りビラミット型に編成せられてゐる。政府の組合大臣の下に全國組合評議會があり、此下に各職業組合があり、其下に各職業聯盟があり、全國組合評議會がある。全國組合評議會は、

會は、それ自らは國家の職能的側面を代表するものなるも、其代表者の多くは、同時にファッショ黨員たると共に立憲議會の國家委員たる關係上、國家の政治的側面にも可成りに強度の發言權と決定權とを有し、組合國家としての伊太利國家に於ける經濟と政治との連絡中樞機關である。

斯くの如く、職能組合の有機的組織を以て充填されたる伊太利國家は、現に伊太利國家の政權を獨占せるファッショ黨運動が、サンディカリズム的組合運動より發生せる關係上、獨り労働者と企業者との組合組織を平等に認めるのみならず、能ふ限り各職能組合單位の自立的生存をも認めつつ、之を全國的有機組織内に、それぞれ位置せしめんと努力してゐるのである。從つて、ピラミット型に統合されたる伊太利全國の職能組合は、集產主義的國家に於ける職能組合と異り、各自の獨立的機能を發揮しつつ上位組合團體の統制に服するのである。

されど、伊太利の職能組合が、上記の如き性格を残しながらも、猶ほ其他的諸國に於ける職能組合と異なる、其指導原理に於ける國家至上主義の是認である。ファッショ運動が人間一般の理性に訴へる理論綱領を重視せず、羅馬帝國の復興、を念願する伊太利國民の愛國熱情を煽る實踐行動を採用して其効を奏したるに應じ、組合運動も亦其產主義分子を清算したる後は、伊太利國家の主權的強大を目標として繼續されたのである。各職場に於て各自の職能に應じて營まれる伊太利人の生産生活は「自己」の爲に非ず、又階級の爲に非ず、更に民族の爲に非ず、更に世界人類の爲にも非ず、直接には伊太利國家への奉仕である。如何なる職能組合と雖も、最後には伊太利國家に朝宗する時、其意義を生ずるのである。斯くて伊太利に於ける組合國家は最も強大なる主權國家を要請してゐるのである。

ファッショ伊太利の指導原理は、國家を最高の倫理體とする倫理國家であり、全體國家である。伊太利に於ける總ての人も體も物も活動も、主權國家の強人に資るものとして存在する。それは徹底的な國家主義である。然れ共、一度國家の内部を見んか、其處には市民社會の二大階級たりし資本家と労働者とが、互に對立闘争する事を止め、職能組合聯合の形態を以て、組合國家なる一有機體に於ける分岐的役割を營んでゐる。全體國家は又組合國家である。此點より伊太利は「社會化せられたる國家」の一に編入され得るのであらう。

第二節 國民國家の主權的傾向

第一款 露西亞共產革命と獨逸ナチス革命との相關

國民社會主義に嚮導せられて國民國家乃至民族國家の建設に邁進しつゝ現時の獨逸國家も亦、前述せる伊太利國家と同じく、ソヴィエト露西亞の革命に隨

伴したるコミニンテルンの世界共産社員化宣傳に依る被害を契機として、起上りたるものである。革命後の露西亞政府は、三年有半の戦争による疲弊と數次の反革命運動による擾亂とに悩みつゝも、國外に對しては、第三國際共産黨本部を中権として果敢なる共産主義革命戦を煽動し、國內に對しては、私有財產制度を廢止し可成りに積極的な共産主義體制化を强行し、一時は全世界の驚異として各國の耳目を鍾めたのである。此種の共産主義宣傳は、殊に日本・獨逸・伊太利の三國家に對して集中され、三國家は各々異なる形態にて相當の創痍を蒙りたるが、之に依り致命的打撃を受けたるは獨逸帝國である。一九一八年十月、戦争最中の獨逸帝國が、内亂に次ぐ革命に依り内部的に崩壊し、皇帝が和蘭に蒙塵し、政府が瓦解し、軍隊が總崩れとなり、人心が弛緩し、マルクス的社會主義を指導原理とする獨逸社會民主黨に依り共和政體が宣言せられ、社會民主黨中心の政府が樹立せられ全敗者としての休戦條約が調印せられ、延て屈辱的講和條約が押附けられたるは、其原因必ずしも明確ならざるもの、其重要な原因の一は、獨逸が、ソヴィエト露西亞の共産主義宣傳に乗せられたる社會民主黨、就中其左翼たる獨立社會民主黨の敗北主義的陰謀を通じて、内面的に崩壊したる事である。後に、ナチス獨逸の總統と成りしヒットラーが、一兵士として戰傷の身を一野戰病院に養へる時、戰に勝ち續けたる獨逸が全敗者として休戦條約に調印せし事を耳にして、其原因をマルクス主義を奉する獨逸社會民主黨と其幹部たる猶太人の敗北主義的陰謀に見定め、猶太人排撃、共産主義撲滅、屠辱講和條約廢棄を決意し、之に基いてナチス黨創立を企圖せりと謂はれつてある事は、當時の客觀的情勢を冷靜に觀察する者に依り、或程度まで肯定される所である。

獨逸に於けるナチス運動は、伊太利のファッショ運動と同じく、主權國家としての獨逸をも、世界的共産社會の一環たらしめるとする國際共産主義の理論と實踐に對して闘争すると共に、共産主義運動と末梢的には對立する事もあるも本質的には同一方向を指せる社會民主主義政府の妥協政策にも反対を表明せしが、直接行動に依り一舉に政權を掌握し不動的地位を確立したる伊太利ファッショ運動とは異り、一九三三年に議會進出政策漸く其効を奏して政權を掌握するに至る迄に、十數年の執拗な抗争を展開し、荆棘の途を開拓すべく強いられたのである。即ち、ヒットラー A. Hitler を首班とする獨逸のナチス黨は、當初こそ伊太利ファッショ政權の直接行動に依る政權獲得の成功に刺撃せられ、一九二三年十一月同一手段に依る所謂ミュンヘン一揆を敢行して失敗し、黨を解散せられ、黨獄・黨の再建後は、方向轉換を計り、専ら合法的手段に依る議會進出を企て、總

選舉毎に所屬黨員の議員數を増加し、政權の熟するを待つたのである。然るに、一九三三年一月、ヒンデンブルク大統領の下に、ナチス黨が、獨逸國議會に於ける諸政黨のうち最大多數黨なるの故を以て、黨首ヒットラーを内閣の首班とするナチス政府を組織する事に依り、政權を掌握すると共に、ナチス政權は、同年三月の所謂「授權法」、同月の「統一法」、四月の「國家官吏法」の如き非常時立法を以て、自己の地位と權限とを強化し、翌一九三四年の「獨逸國元首法」に依り、ナチス政權の首長たるヒットラーの獨裁權を得度し、茲に名實共に「第三帝國」と自稱するナチス國家を出現せしめたのである。爾來ナチス政權は黨結成の當初に發表したる原始綱領二十四ヶ條を逐次實現すべく努力し、既に其の大半は脊て夢想案として嘲罵せられたるに拘らず、一應實現せられてゐるのである。

第二款 獨逸ナチス運動發展の客觀的因

第一 獨逸共産黨の擡頭に對する脅威感

一九二四年の國議會總選舉以來頗に勢力を挽回し爾後總選舉毎に自黨員の議席を激増せしめたる獨逸共産黨が、形式上こそ獨逸の合法政黨たるも、實質にてはコミニンテルンよりの指令を仰ぐ國家共産黨獨逸支部に外ならず、祖國獨逸よりもソヴィエト露西亞に忠順を誓ふが如き態度を示したる事は、祖國意識の強烈なる獨逸中產階級の憂慮と警戒とを惹起し、此等をして綱領及び實踐に於て極左たる獨逸共産黨の對蹠的存在たる極右のナチス黨に期待せしむるに至つたのである。而も、獨逸共産黨が一九三〇年の總選舉に議席七十七を、一九三二年の總選舉に議席八十九を得て、獨逸社會民主黨の牙城に肉薄したる事實は、特に右翼と左翼との中間に浮動せし獨逸人をして極右のナチス黨に左袒せしむる通作用を齎したものである。蓋し、ナチス黨は當初より、祖國を没落せしめんとする危急思想なりとの理由にて、共産主義の撲滅を呼號しつつありしが故である。伊太利のファッショ運動が共産主義的工場占領に依り躍進したる點と、獨逸のナチス運動が共産黨の議會進出に依り急進展したる點とを照應せば、一般國民の心意に満在する國粹主義的傾向の如何に強烈なるかが明瞭である。茲にも、超國家的たらんとする「社會」に對する「國家」の根強き反撥が見られる。ナチス黨は此種の反撥を利用しつつ、祖國及び白耳曼民族防衛の名のもとに、國民のなかに喰ひ入り不動の地盤を築き上げ、ソヴィエト露西亞のコミニンテルンは、獨逸を「共産社會化」す可く畫策しつつ、却つて此等を主權國家化する逆效果を見たのである。

一九一八年の獨逸革命後、獨逸共和國の政權擔當者と成りし獨逸社會民主黨が多難を極めし戰後十ヶ年の獨逸内外政策の遂行に當り、主として北米合衆國の民主主義的政治を追隨し、國外に對しては極めて謙虛なる協調政策を、國內に於ては溫和なる諸勢力の均衡保持政策を探り、國力の回復を計りしに拘らず、一九二三年の通貨インフレーションの如き、又一九二九年の全世界經濟恐慌の如き各種の危機に對する國民不滿の焦點となりし事が、國外強硬、國內獨裁を呼號しつつ當時無責任の地位に在りしナチス黨の發展を助長したのである。此點にて、極右のナチス黨と極左の獨逸共產黨とは、同じく漁夫の利を得てゐるのである。兩者は、其立場こそ正反対なるも、獨逸社會民主黨がワイメーレ憲法に準據し自由主義精神を現實政治に活かさんが爲に、常に國內諸勢力間の相剋摩擦を避ける態度に出づるをして、無方針なる日和見に外ならずと攻撃し、且つ無產者獨裁又は一黨獨裁の如き、決斷的政策の敢行を主張せる點にては、一致してゐる。社會民主黨政權が、餘りに自由主義を忠實に墨守し、此等左右兩翼の反對黨を彈壓し得ず、諸政治勢力の協調に依り、危機を乘切らんとしたる穩和政策は、左右兩政黨の宣傳に吸引され始めたる多數の國民より、不信を表明せられたのである。一九二九年の經濟恐慌の翌年行はれたる國議會の總選舉に於て、ナチス黨が驚異的躍進を示したると同時に、獨逸共產黨も可成の發展を見せたるは、國民一般の社會民主黨政權に對する不信の表示である。

第三 猶太系國民に對する民族的偏見

ナチス黨の運動を急速に獨逸國民の間に浸透せしめたる有力なる原因是、白耳曼民族の優秀性を純粹に保持す可しとの標語の下に行はれたる猶太民族系獨逸人の排斥運動である。此運動は、伊太利のファッショ黨に於ては當初より取上げられざりしも、獨逸のナチス黨にとりては、ヴエルサイユ條約廢止及び共產主義排撃と同じ程度に、重要視せられしものである。原理的には、全世界の民族を文化の創造者・演説者・破壊者と三型に分ち、創造者にアリアン民族・運載者に東洋民族・破壊者に猶太民族を擬し、アリアン民族中特に優秀なる白耳曼民族としての獨逸國民をして、自己の血を純化する爲の猶太民族系國民排除を行はしむるにあら。されど、當面の問題は、第一次世界大戰の終末期に、猶太民族系の獨逸人が、労働組合の幹部又は新聞雜誌の主腦たる地位を利用し、獨逸國內に共產主義なる敗戦思想を誘導し、獨逸帝國の崩壞を策し、而してヴエルサイユ屈辱講和條約を締結し、猶太人以外の獨逸國民を塗炭の苦に陥れたるが故に、獅子身中の蟲なる彼等を驅逐せよと言ふにある。此運動は、白耳曼民族の優秀性を信じつつある。

獨逸人一般の自負心を満足せしむると共に、猶太系獨逸人に對する一般獨逸人の傳統的な民族偏見に訴へる効果をも有せるものである。此故に、ナチス黨は「血と地」との重要性を強調して、白耳曼民族の保持發展の爲の「國民國家」の建設を力説したのである。茲にも、世界的市民社會の出現を待望せる猶太人と、民族共同體的國民國家の確立を願望せる一般獨逸人との、相剋が窺知される。

第四 中產有識階級の民族國家的意識

ナチス黨の運動範囲のうち、最も獨逸人一般の國民感情を捉へたるは、獨逸人の眼に屈辱條約として映じつたりシエルサイユ講和條約の破棄である。就中歐洲に於ける獨逸領土一部の割譲、獨領海外殖民地の拋棄、國際聯盟によるザール地域の統治、獨逸の軍備制限、武裝禁止地域の設定、戰爭責任の承認、天文學的數字と謂はれる多額の損害賠償等、獨逸國を三流國家に頓落せしむる可き諸障壁を含めるヴエルサイユ講和條約の全面的破棄を、眞正面より主張して憚らざりしナチス黨の態度が、諸列強の國際的勢力均衡關係を利用して、條約履行條件の緩和を策する獨逸の社會民主黨政權の態度に比し、獨逸人一般より好感と信頼とを以て迎へられたる事は、充分に首肯得る所である。勿論ヴエルサイユ講和條約は、別に國際聯盟規約をも含み、殆ど全部の國家を其加盟者として包羅せる國際聯盟の現實機構をも創設し、世界平和の維持に努めたるも、獨逸人一般には、國際聯盟と雖も、獨逸に屈辱講和條約を強制したる英佛等の諸列強が、獨逸國家の再興を阻止し、自己の霸權を永久に確保せんが爲に案出したる現狀維持機構に外ならずとして理解せられたのである。ナチス黨は、現實的たると概念的たるとを問はず、獨逸に敵意を有する國際社會的壓迫に對する獨逸國民の國家主義的反抗を、巧に自家築籠中のものとしたのである。ナチス國法學者が始ど全部、ケルゼンを指導者と仰ぐ所謂ワイン學派の國際條約至上論と之に基く法元的國家論を競つて攻撃せるは、「國際社會」に對する「主權國家の闘争」の一表現である。

第三款 獨逸ナチス政權の指導原理と實踐

第一 國際主義に對する國家主義の優越

獨逸ナチス政權は國家主義を採擇して國際主義を排撃してゐる。國際社會を志向せる共產主義運動と國際聯盟運動とは、共にナチス獨逸の國家的立場より、其國際性的の故に容認されないのである。されど、共產主義運動が其國際性を捨てて、國社會主義運動の如きに至れば、稍々ナチスの國民社會主義運動に接近して來るのである。又國際聯盟の一事業たる國際勞働會議が政府・資本・労働の三者を一

體として取扱はんとする仕方の如きも、其國際性と自由主義性とにして清算せられんか、ナチスの社會勞働體制への類似性を加へるのである。『國民社會主義獨逸勞働黨』なる名稱は、既にナチス運動が、労働者に基盤を置く一種の社會主義運動なる事を告白せるものなるも、斯かる運動が、第三インター・ナショナル系統の共產主義運動、及び第二インター・ナショナル系統の社會民主主義運動と異り、純然たる獨逸國民の運動にして、何等か超國家的なる國際團體の指揮又は統制を受けざる點をも、明にしてゐるのである。社會主義運動の國家性を重視する所に、ナチス的政治運動の非國際的特色がある。

第二 民族共同體的國家組織の再建

ナチス政權は、民族國家若くは國民國家の建設を目指し、單なる國家主義的國家の確立を期するものではない。此點はナチス運動がファシズム運動と著しく異なる所である。後者は伊太利國家の國家的完成を最終の目標とするに反し、前者は獨逸獨逸人のみならず廣く白耳曼民族の保持・純化・發展を完結目的とし、獨逸國家は斯かる目的達成の爲めの一組織に外ならぬのである。従つて、ナチスが建設せんとする國家は、白耳曼民族に屬する人間の國家生活を意味する國民國家であり、單に一定の法律條件の具備を以て國籍を取得したる人間の寄合世帯としての國家生活を意味する英米加合衆國の如きものではない。國民國家の斯くの如き性格は、必然的にナチスの國民に対する政策を、次の二方面に於て決定するのである。一は、獨逸國內に於ける異民族、殊に國民意識の稀薄なるに反比例して國際意識の濃厚なる猶太民族を、獨逸國民外に驅逐するか、専く其之を政治闇外に置き、國策決定に對する無力者たらしむる事である。二は、白耳曼民族に屬する各國民を、一國家組織の下に統一する事であり、具體的には、獨逸國家の下に、全白耳曼民族を統合し、文字通り「白耳曼民族國家」を建設する事である。之を内部的に言へば、國民國家であり、外部的に見れば、民族國家である。斯かる國民國家即民族國家に主權を認めんとする所に、ナチス運動の目標がある。

第三 權威主義的獨裁政治の實踐

ナチス政權は、權威主義的獨裁政治を採用して、自由主義的合議政治に依存しないのである。一九一八年の革命後ナチス政權出現前までの獨逸政治を支配したる自由主義的及び民主主義的體制、就中議會中心政治の人格遊離的傾向を脱却して、國民一般の信望を鍾めつゝありと觀られる指導者の權威的獨裁に依り、國家内外の危機を克服せんとしたのである。平靜期情勢に於ける國家を主眼とせし

自由主義的民主主義的政治組織原理としてのワイマール憲法が、激動期情勢に於ける國家の政務を効果的に處理する彈力を缺如せし事が、經驗せられたる場合に、先づ期待せられたるは、憲法上に於ける大統領の非常大權發動形式に依る獨裁制度であり、次には更に進んで一大指導者の完全獨裁制度である。獨裁者は、國民の委任に基き最高政務に決斷を與へるが如き民主主義原理に拘束せられる事なく、國民共同體としての國家に君臨する權威的指導者として、國民國家の保持と發展とを自己責任に於て企圖し遂行し、國民は之に信頼と忠誠と服従とを擡ぐ可しと言ふのが、ナチス獨逸に於ける權威的獨裁の主張である。之は、平和狀態に適合せし政治組織に對する緊急狀態に於ける政治體制の反動にして、戰後に於ける獨逸の當面せし各種の危機より自然に發生したるものである。然し、其處には、外觀上の新裝にも拘らず、既に獨裁君主國家が形成せられつつある。

第四款 主權的國民國家としての第三帝國

斯く最近の獨逸は、十數年に亘る共和政體下に英米佛より取入れし市民社會的諸體制を果敢に清算して、『第三帝國』と稱する主權的國民國家を建設する方向に邁進してゐる。此傾向は第二次世界大戰の發生に依り一層強化されたる觀がある。されど、仔細にナチス獨逸を觀察せんか、ファシズム伊太利の場合と同様に、新國家體制の企劃に於て、常に社會的要素の重要性を意識してゐるのである。それは市民社會の階級原理を斥くるも、封建社會の身分原理を讀へてゐる。國家の契約社會的説明を邪惡視するも、運命共同社會としての國家を説くに急である。殊にナチス政權及び其理論家は、國家の社會に對する優越性を力説する傍ら、民族社會を以て政治國家の根源なりと強調してゐる。政治組織としての國家は、自然有機體としての民族の容器乃至用具に外ならずと、説明してゐる。此説明を其儘理解せば、民族は主人にして國家は奴僕であらねばならぬ。斯くの如くんば、ナチス政權が絶えず排撃目標として鬪争せる階級國家論が、法政組織としての國家を市民社會階級の道具に過ぎずと言ひ、階級を主人とし國家を奴僕視せし仕方と、同工異曲にして、兩者共に社會を主とし國家を從とせるものと断ぜざるを得ない。されど、ナチス政權の宗旨せんとせるは、「民族」と「國家」と言ふが如き二元的存在に非ずして、此等二者を統一したる「國民」Nationである。指導者の國家意志は、指導者が國民意志の體化又は人格化として觀念せられるが故に、權威を具有するのである。斯くの如き國民國家に於ける社會道義の具現、即ち不勞所得者と金貸業者とを排斥し、戰時利得を沒收し、社會化されたる各企業の國有を要求し、大工場に於ける勞資の利益分配を要求するが如き主張の貫徹を期す

るのが、「ナチス黨」と略稱せられる「國民社會主義獨逸勞働黨」である。ナチス獨逸が民族有機體の政治組織としての國家を尊重し其強化に努力しつつある點は、勿論主權國家の立場を探れる事を示せるも、其の具體的內容に於ては一種の社會主義的政策を實現する事に依り、運命共同體としての民族社會の保持と發展とを計れる點にて、「社會化されたる國家」の具現を志向したるものとも、之を見得るであらう。要するに、其處には國家の社會化現象が見られるのである。

第三節 民主國家の主權的傾向

第一款 米英に於ける市民的民主主義の傳統

歐大陸に於ける伊太利及び獨逸の二大國が、外に對しては國家主義又は國民主義を標榜しつつ、内に於ては指導者獨裁政治を取行せるに對し、飽迄民主主義乃至議會主義を國是として掲げ輿論政治に徹底せんとする氣勢を示せるは亞米利加及び英吉利の二大國である。英米人は一般に各自國を「民主國家」と稱し、獨・伊二國を呼ぶに「全體國家」の名を以てする傾向がある。然し、此場合用ひられる全體國家の語は、亞米利加合衆國流の三種分立的政治體制を採らざる國家か、英吉利國家流の議會中心的政治體制を顧みざる國家たる事を意味するも、通俗的には唯だ素樸的に「反民主國家」として理解されてゐる。從つて、共和國たる亞米利加と君主國たる英吉利とを一括して「民主國家」の範疇に編入する英米人一般の見解に據らんか、現下の歐米には、英米の民主國家と、獨伊の全體國家と、ソヴィエト露西亞の共產國家とが、類型として存在してゐるのである。又、英米人は別の視點より、自國を「輿論國家」と觀る反面に、歐大陸に横たはる獨・伊・露の三國を均しく「獨裁國家」と呼ぶ傾向がある。之は、英米何れにても、或は三權均衡原則の爲に、或は二大政黨の相互牽制に由り、獨裁者の出現する餘地なく萬機輿論に依り、決定せられる事を誇示するに過ぎないのである。何れにせよ、英米諸國と獨伊諸國とは、國家原理に於ても、又政治實踐に於ても、對蹠的存在なるが如く想はれてゐる。前者は市民社會的であり、後者は權力國家的なるやに廣く解されてゐる。

第二款 現代米國に於ける財閥的政黨政治

亞米利加合衆國は、中世紀的なる封建制度の地盤もなく、又近世紀的市民社會の餘習もなき新天地に、歐洲各國よりの自由移民が聚集し、原住民族たる亞米利加土人の微弱なる抵抗を排除しつゝ築き上げたる典型的植民國家なるが、建國の事情を今日に至るまで反映して、國是としては十八世紀佛蘭西の自然法的政治思

想、即ちルソー的なる自由民權思想とモンテスキュー的なる三權分立思想を繼承し、政治實踐としては母國たる英吉利の二大政黨の相互牽制に依る政黨政治を踏襲してゐる。「人民の爲の人民の政治」なる標語は、亞米利加建國の原理たる民主主義の意味を單純に表現したるものとして、廣く一般に愛用せられてゐる。本來、自由移民に依る植民國家であり、其處には、法王も君主も貴族もなく、當初は富豪とても存在せざりし關係上、亞布利加より亞米利加に羅致されし黒人奴隸を除く他の國民の地位は、自然に平等であり、民主主義に依る國家建設は、當初の事情より自然に運ばれたるものである。一七七六年の「獨立宣言」に於て、人間の自然的平等權と獨立權との存在を強調し、國家主權の在民性を力説し、國民の政府打倒權を高唱したるが如きは、同じ事情を反映したるものである。

されど、建國當初より問題と成りしは、亞米利加合衆國の國家的性格である。此點に就て出現したるが、聯邦政府の中央集權を強化し其處に國家の實體を認めんとする聯邦主義者 Federalist と、各州の地方自治權を擴大し之を國家として取扱はんとする各邦主義者 Sectionalist との對立闘爭である。此鬭争に於て、一應の勝利を占めたるは後者なるも、前者の主張は、其後亞米利加が對外的及び對内の非常時に當面する場合に、其妥當性を確認されたのである。米國の政黨に實に、此種の問題に關する意見の對立を契機として發生し、而も猶ほ今日に於ても其儘存續せるが如き、二大政黨に分裂したのである。斯く分裂したる米國二大政黨を、經濟的に性格づけたるは、十九世紀中葉の「南北戰爭」である。州自治を利用しつつ奴隸労働による棉栽培の利益を確保せんとする南部諸州地主階級の支持する「民主黨」と、聯邦政府集權の下に州際通商貿易を旺盛にし巨利を獲得せんとする東北部諸州工商資本階級に擁護せられたる「共和黨」とが、武力を以て正面衝突を取行したのが、リンコーン大統領時代の「南北戰爭」である。而して、工商資本家階級は遂に地主階級に勝ち、其副産物が「奴隸解放」である。十九世紀後半の全世界に遍く其滲透作用を續けたる資本主義は、何等の抵抗を受くる事なく新興國たる亞米利加に進出し、嘗て一植民國家に過ぎざりし此國を幾何もなく隨一の資本主義國家に盛上げ、これより米國の市民社會化を急速に行つたのである。二十世紀に入りてより、此傾向は加速度的と成り、北米合衆國の政黨は、中央たると地方たるとを問はず、民主主義の名に表はれたる巨大資本家閥獨裁の色彩を帯びるに至つたのである。立法議會・政府・大審院の各機關は、今日、殆ど同一の政綱を掲げ何等對立意識を有せざる「共和黨」及び「民主黨」の二大政黨に依り、横斷的に支配されつゝあるも、各政黨が、全米の產業及び金融に朝を唱へる少數の巨大財閥と此等の各々に依り經營される有力新聞紙との支持

なくしては、何等の政治をも行ひ得ざる事は、多數の等しく言ふ所である。従つて、現段階に於ける諸國家のうち、亞米利加合衆國以上に、巨大財閥の企業體にも似たる性格、即ち利益體的なる株式會社の性格を有する國家は、他に之を容易く見出しえないのである。建國當時には、聯邦又は各邦の何れに眞の國家性を認む可きやが問題化されたるも、一世紀有半を経過したる現在にては、米國を主權國家と市民社會との何れに於て認むのが妥當たりやの問題に轉化したのである。

第三款 輓近米國民主主義の獨裁主義化傾向

亞米利加合衆國の以上の如き市民社會化傾向は、然しながら、一九三三年以後に至り、二原因に依り阻止されつつあるのみならず、米國人一般の欲求せると否とに拘らず、「主權國家」と「獨裁政治」とに向つて進行してゐるのである。此の新傾向は民主黨出身の大統領ルーズベルト F. D. Roosevelt 治下に現はれ、而も彼に依り積極的に促進せられつつあるやと思はれる。原因の一は、一九三三年フーヴァー H. Hoover 大統領の後を承けて、新に大統領に就任したるルーズベルトが、當面の經濟恐慌を克服する爲に敢行したる所謂ニラ政策であり、原因の二は、一九四一年に米國政界不動の慣行を破り三度大統領に就任したるルーズベルトが、第二次世界大戰に對して採りつつある戦時政策である。前者は國內的危機に對處したる政策であり、後者は國際的危局に對處せんとする政策である。共に、自由主義國家の傳統たる三權分立若くは諸州自治を打破し、執行機關たる大統領の獨裁權を強化せんとする傾向を帶びてゐる。

第一 經濟恐慌克服策としての「ニラ政策」

ニラ政策は、ルーズベルト大統領が、一九三三年六月十六日に公布實施したる「國民產業復興法」National Industrial Recovery Act を以て、米國經濟界未曾有の危機を克服せんとしたる事を指すのである。一九二九年に全世界を襲ひたる經濟恐慌は、戰勝國の獨逸を苦しめてヒットラー指導のナチス黨擡頭の直接原因となりしが、戰勝國の筆頭にして從來殆ど全國的經濟恐慌の經驗を有せざりし亞米利加をも除外せず、產業恐慌より金融恐慌へと進展し、獨り資本家の企業のみならず、勞働者・農民其他民衆一般の生活をも脅し、ルーズベルト大統領の獨裁政策に其端緒を與へたのである。此の恐慌に對して、新任直後のルーズベルト大統領が、身邊智能者群の献策を容れて、執行したる革新的政策即ち New Deal は、第一に疲弊せる重要產業の復興を政府の強力なる監督の下に助成する事であり、第二に勞働者の失業を救済し其生活を確保する爲の公共事業を起し又は建設

計畫を樹つる事であり、第三に物價の適正を期す可く同業者相互間の過激なる競争を國權的に統制する事である。此等の政策は、經濟的に亞米利加の傳統たる資本主義的企業に干渉するものであり、又政治的には國防及び國內治安維持以外の領域に於て權力を行使せざる亞米利加政府の慣行にも背くものなるが故に、労働者側の懸念なる支持にも拘らず、資本家側よりは矯激なる社會主義的政策なりとして批判せられ、加ふるに自由民主主義を以て貰かれたる亞米利加憲法の立場より其合憲法性が疑はれたる結果、一九三五年五月二十七日に、大審院に依り、大統領の同業組合の規約統制權及び州内産業規律權の憲法違反を理由として其合法性が否認せられたのである。勿論ニラは緊急狀態に對處する一時的立法なるを以て僅に二ヶ年の期限を附せられたるも、ルーズベルトは資本家側の批判は固より大審院の否定的態度にも何等屈服する事なく、期限満了前日に向後猶ほ約一ヶ年の効力を有するニラ修正法を制定し、所期の目的完遂に向つて一路邁進せるに止まらず、別に失業救濟法、貧窮老年者扶助法、養老年金法、失業補償法等の調期的なる社會立法を制定して、労働者階級の同情と支持を得んとしたのである。ルーズベルトの斯かる政策は、正に反対者の指摘する如く、國家社會主義政策であり、從來の市民社會的自由放任主義の政治慣行より遙に逸脱せるものである。又、之は議會を自家の手中に收めたる執行府の首長が、自由主義憲法の番人たる大審院に挑戦したるものとも見られる。換言せば、亞米利加労働者階級の爲に行はれたる大統領獨裁政治の明確なる表現である。ニラ政策は、假令一時的例外的非常時立法なりしとは言へ、米國をして市民社會的體制より主權國家的體制に數歩近接せしめ、又合議制政治より獨裁制政治に押進めたるものである。

第二 戰時強行策としての大統領獨裁

戰時政策は、初代大統領ワシントン以來の政治慣行を破りて大統領に三選されたるルーズベルト大統領が、第二次世界大戰に於て採りつつある非常時強行政策である。建國の當初第一次大統領ワシントンが大統領三選を肯んぜず再選に止め、歷代の大統領悉く國祖の殘したる慣例を遵守したるは、獨裁者・專制者の出現に因る民主國家變質の可能性を遠く深く慮りたる結果である。然るに、彼は、一九四〇年の大統領選舉に對する民主黨の候補者指名を平然受諾し且つ壓倒的多数を以て當選するや、一九四一年に三度大統領就任なる新記録を樹立したのである。此事がルーズベルトの人物若くは政治に對する亞米利加國民の信望篤きに因る事多きは言ふを俟たざる所なるも、同時に現在に於ける亞米利加國民一般の國家觀乃至政治觀が往時のそれより甚しく變化しつつある事を示唆するものであ

る。加之、所謂樞軸國側に屬する獨逸及び伊太利と、所謂民主國側に屬する英吉利及び佛蘭西との間に第2次世界大戦勃發するや、ルーズベルトは大統領三選決定に至らざる間こそ、所謂民主國側に個人的同情を寄せつゝも、亞米利加國民多數の參戰忌避感情に背反せざるやう細心の警戒を加へて中立政策の嚴守を標榜したるが、一度三選決定し三度就任するや否や、從來の態度を一變し、援英政策遂行に全米國の輿論を動員すると共に、陸海空軍の大擴張を企圖し、米國をして一大軍備國家たらしむ可く狂奔してゐる。特に顯著なる現象は、未だ參戰に至らざるにも拘らず、大統領が、上下兩院の立法權、外交權等の權限を完全に壓倒し、獨り自黨出身議員のみならず然らざる議員をも驅使して、所謂獨裁國家の最高指導者にも遙かなき程の強大なる獨裁權を掌握せんとする遠大なる計畫を、急速に實現せる點である。獨逸國法學者シユミット Carl Schmitt が、専らワイマール憲法下の獨逸共和國に就て力説せる大統領獨裁理論は、第2次世界大戦に於ける亞米利加合衆國大統領ルーズベルトの驅進せる獨裁政治への道に對する、有力なる道標たるんとするが如き、新形勢を馴致してゐる。

第四款 第2次世界大戦と國家主權の運命

第2次世界大戦の勃發及び經過は、國家主權の歴史的意義に重大なる影響を與へつたる。未だ其全貌を見透し得る段階に達せざるもの、次の二點のみは既に高度の可能性を以て現はれつつあるやに想はれる。第一點は、主權國家の共同社會化傾向である。主權國家の實體を官吏國と軍隊とに限定し、此等に依る國家機能の遂行即ち國防及び治安の確保を期待する時代は既に経過し、國家の要求する總ての物を生産する總ての國民を實體とする國家新體制が切實に求められてゐる。

斯かる新體制に於て最も重き役割を擔へるは、生産勞働に從事する廣汎なる國民層である。彼等の生活を安定し、文化を向上し、精神を振作して、其信賴を得る事が治政の眞諦である。獨裁的主權者と言はれる人物は、悉く此事を理解し、國家の政策を此方向に嚮導してゐる。第二點は、市民社會の國文化傾向である。市民社會の獨立的存在性を過大評價して、主權國家の實體として考へ來れる政治と軍とを利用せんとする策謀は勿論、無產階級の世界的結束に依り現存主權國家を廢絶せしめんとする願望の如きも、容易に實現せられざる事が、明瞭に成つて來たのである。『國家主權の旗の下』に立つてこそ、市民社會の兩翼たる資本家と労働者も、各自の生命と文化とを確保し得る事を悟りつつある。要するに、國家と社會との融合統一が急速に展開しつつある。

〔附記〕 本論文は未刊の拙著『國家本質論研究第二卷』中の『國家主權の歴史的意義』の一部分である。又印刷の都合上「補註」を一切削除した。

編輯室より

△本誌の再出發については府檢閱當局、大學理事者、教授團、校友會各方面の理解ある御援助を得ました。又切換への事務處理に關して、前學報課主任神屋敷氏の勞を煩したこと多大であります。更めて關係各方面に對して深謝の意を表します。

△本誌の編輯は、本學教授、助教授を以て組織する關西大學々會がこれに當り、學會各部の編輯委員が其實際の事務を擔當することになります。現在の委員は植田（第一部・法律・政治）、森川（第二部・經濟・商業）、大島（第三部・文學・哲學）の三教授であります。

△尙左の二項について校友諸氏の御援助を御願ひ致します。

投稿について

本誌は本學教授、助教授に執筆を煩すと共に、講師、研究生、大學院學生、校友其他學園關係者の研究發表に誌面を解放し、投稿を歡迎致します。左記の諸點御含みの上續々玉稿を寄せられんことを希望致します。

一、原稿は法律、政治、經濟、商業、文學、哲學に關する研究論文であること

一、紙數は四〇〇字詰原稿用紙二五枚程度

一、原稿宛先は『大阪市大淀區長柄中通二丁目 關西大學々報局』

本誌頒布について

本誌の發行費は本學校校友會が母校支援の意味に於てこれを負擔してゐます。其關係上本誌は校友會費年額三圓の外に、本年度特別負擔二圓を御出捐下さつた校友各位にのみ發送致して居ります（前號參照）。就ては同意の間に御吹聽下され、本誌がなるべく多數の校友各位に行き渡りますやう御盡力賜らんことを御願ひ致します。

特許植民會社の政治的性格

教授 矢口孝次郎

西歐諸國、就中英蘭佛等の諸國の歐洲外的世界への支配の擴大即ち侵略に於いて、特許植民會社の演じた役割は極めて大であつた。そのことは、特に十七八世紀に於ける東亞への侵略、十九世紀に於けるアフリカの分割等に當つて、或はその尖兵となり或はその擔當者となつたものが特許植民會社であつたことによつて明白に理解される。尤もこの二つの時期の特許植民會社の間には、その成立の動機、第一次的目的と事業、會社の機構等に關して、若干の差異のあることは認められねばならない。然しそれらの差異にもかゝらず、これらの會社が結局に於いて、西歐植民帝國の建設者の一つ、然も最も典型的なる一つであつたことは變りない。ところで、吾々は、その中の前期のもの、然も後期のものより典型となり先例となつたもの、それを主たる考察の對象としたいのであるが、これに就いての問題は次の如くも考へることが出来る。即ち、先づ西歐に於ける資本主義と近世國家との發展の經過を觀るに、兩者は手を携へて發展したといはれる如く、單に時間的に並行した發展を遂げたのみでなくその間に密接なる內的關聯をもつて發展して來た。そのことは種々の方面に於いて認められるが、吾々の問題からいへば、資本主義に於ける典型的企業形態たる會社企業が近世國家の國家體制の整備乃至強化と密接なる關聯のうちに發展したことに認められる。これを別言すれば、國家と會社企業との間に於ける政治力と經濟力との依存關係によつて、兩者の間に密接なる結び付きが生じ、それによつて會社企業の發展が促されるとともに、他方國家體制の整備乃至國力擴大が幫助をうけたのである。然し周知の如く、近世國家の發展は、國內に於ける國家體制の整備——例へばシユモラーリのいふ如き國家建設——とともに、民族乃至國家勢力の國家外への擴大——例へばムイアのいふ如き帝國的擴大——をも伴つてゐたので、從つて國家と會社企業との關係もこの兩面に於いて考へられる。而してその關係は一般的には例へば會社企業が専ら國家よりの特許狀の下付によつて成立し、これに對し會社が「政府の絶えざる財政上の難局に際してこれに對する牛乳の役を果した」といふが如き點に認められ、またそこに會社の政策性的一面が認められる。然し吾々

の問題とする特許植民會社の場合には、その關聯はむしろ民族勢力の國家外への擴大、即ち帝國的擴大に關して認められねばならないのであつて、吾々が特許植民會社の政策的性格を考へようとするのも特にこの點からなのである。いふまでもなく近世資本主義に於ける典型的企業形態たる會社企業は、先づ經濟的側面からその意義が認められ来た。然も特に資本集中の形態として着目されて來た。そしてその高度の發展形態たる株式會社の成立に至るまでの會社企業形態の展開の研究が、近世資本主義の理解にとつて不可缺ものであることもいふまでもない。(この點に關しては、既にこの問題に關する從米の研究の綜合的研究とも目される大塚久雄氏の「株式會社發生史論」(昭和十二年)がある。この精緻なる理論と歴史との綜合は、吾々の問題にとつても逸することは出來ない。)然し會社企業の發生及び展開は、資本集中の形態としての見地——従つてそこに於いては資本集中の形態及びその統制形態が主として問題となる、換言すれば會社の「內部的構造」が主問題となる——から吾々の考察を要求するほかに、上述の如き見地からの考察、即ちその企業が何を擔當したか、換言すればその「外部的活動」に於いて何を果したかを考察する必要がある。それによつて、會社企業が民族經濟の發展のみならず、民族乃至國家勢力の擴大、即ち帝國的擴大に少なくからざる貢献をなしたことを認め、そこに會社企業の政策性を考へるのである。この側面が、會社企業展開史に於いても、内部的構造の發展と等しき顧慮をうるべきものであることは、兩者が不可分の關係にあることによつても知り得る。吾々はかくの如き見地から、會社企業——特に成立期の——の中樞をなす特許植民會社の政策的性格に着目し、それを主要なる一二の方面から解釋したいと思ふのである。

一

さて特許植民會社の有する政策的性格は、それに公的團體としての資格を付與した特許狀に於いて見らるゝ如く、既にその成立とともに認められ、後には、イギリス東印度會社に見らるゝ如く、政策的權力者として國家權力を完全に代行するに至つて頂點に達した、從つてその間の會社企業の發展に於いて、種々な方面に政策的性格の認められることは當然である。吾々はその中、先づ會社企業の發展上に於ける重要な轉機が政策的要因に依ることに着目し、そこに政策的性格を見出したいと思ふ、それは即ち、特許植民會社が一つの永續的・統一的な會社たらんとした要求、これを資本の點より觀れば會社資本の永續性確立の要求が、根本に於いて著しく會社の政策的性格の增大に歸因したことであつて、吾々

は先づこれをとり上げたいと思ふ。そしてこの事實は、特許植民會社の典型とも目されるイギリス東印度會社の場合に最も明白に見出されるのであつて、吾々は専らそれを考察することとする。

ところで翻つて觀るに、廣く外國貿易に從事する商人乃至商人團體が或程度の政治的性格を有したことは、既に中世に於いてすら認められた。即ちこれらの商人乃至商人團體は貿易の相手國の地に居留地乃至商館を有してゐたのであるが、それと同時に本來は國家に屬すべき機能の或るもののがこれらの商人乃至その團體に委譲されたものである。然し乍ら彼らの貿易が純然たる貿易である間、換言すればその領域が歐洲的領域に限られてゐる間は、貿易そのものゝ必要からも、政治的要因——假りにありとしても——に基く必要からも、資本の合同及び永續性を要求する程度は極めて僅かなものであつた。即ち政治的性格、國家機能の代行と稱しても、それは國家勢力の積極的擴大に與るといふが如きものではなく、貿易擁護のための消極的のものであつた。これに對して特許植民會社の登場する新時代即ち印度航路並びに新大陸發見以後の時代に於ける發展は、單に外國貿易の發展擴大といふに止まらず、貿易並びにその擔當者の性格を一變せしむるものであつたが、その根本的理由は、貿易——と稱してもいはば純然たる貿易ではないが——が歐洲外的領域に擴大したことにある。この點をヘッタヤーは次の如く明確に指摘してゐる。

「先づ第一に航海そのものが、從來に比してより遠距離となり、より費用を要し、より危險のものとなつた。その結果は資本に對する欲求の増大となり、資本不足の程度は高まつて來た。その中資本に對する欲求の増大は、遠征航海のための艦裝費の増大と航海の開始から持歸り商品の賣却・事業の決算に至るまでの投資期間の延長とに基くものである。尤もかゝる變化は、從來の如く遠征が全く散發的に行はれ且つ何らの基地の設定を必要としなかつた場合にも見られた。然るにいまや、貿易が非歐洲的領域に擴大された結果、商館と要塞の維持、軍隊及び外交代表の維持、また最後に凡ゆる統治機關維持等のために、永續的使用に耐ゆる資本への欲求が増大したのである。」(Heckscher, *Mercantilism*, I, 340 脅點筆者)

かくて歐洲外的領域への貿易の擴大は、單に貿易上の必要による資本への新たなる要求を生ぜしめたのみでなく、それに並行して軍事・外交・統治上の必要、即ち廣義の政治上の必要から資本の永續性を要求するに至つたのである。従つて他面より觀ればこの過程に觀られる變化は貿易の變質、或はその擔當者たる特許植民會社の變質であるといひ得る。吾々はこの變質をモーアラントに従つて次の如きシーソーマに要約することが出来る。即ち、貿易航海→商館→要塞→領土主權 (Trading voyage→Factory→Fort→Territorial Sovereignty) といふシーソーマこれである。(Moreland, *From Akbar to Aurungzab*, 14—15, 223—231) そしてかかる變質を生ぜしめ且つこれを可能ならしめたものは、それらの會社の事業領域が専ら歐洲外的領域であつたといふ事實である。それが特許植民會社の政治的性格獲得の根本の要因であつた。即ち「貿易は根本的に異なる政治的性格を有するに至つたが、それは歐洲的統治方式の及ぼない領域に於いては、何らかの基本的の統治上の任務が固有の貿易と結合するに至つたからである。こゝに歐洲の貿易團體は曾て委されたことのない機能を果すこととなつたのであるが、貿易がかくも強い政治的性格を有する場合、これに對する適當な組織を見出すことは並々ならぬことであつた。ところで政治的諸問題が緊急の必要であつたのは、明らかに、從來何らの統治も存在しなかつた新領域、乃至それが存在してゐても無力であつた領域——即ち次々に建設せねばならなかつた植民地に於いてであつた」(Heckscher, *Ibid.*, 340) この言葉は歐洲の特許植民會社の機能が最初から純然たる經濟的のものであり得なかつたことを明示してゐるのであるが、その新なる領域とはいふまでもなく新大陸と東亞とであつた。然しかくて發生するに至つた特許植民會社の政治的支配が、現實に如何なる形式のものであつたかは、新大陸に於ける場合と東亞殊に印度に於ける場合とは著しく異なる。それに就いては、等しく歐洲外的領域とはいふものゝこの二つの領域に存在し或は成立した社會が根本に於いて異なるものであつたことを知らねばならない。換言すれば歐洲的勢力の擴大乃至侵入した領域の狀態がまたその政治的支配の様式を規定するものとして働いたのである。吾々はこの差異をアメリカ植民地と印度とに於いて最も明白に見出しえる。然しこの點に關する考察は暫く後に譲り、吾々は最初の問題に立ち歸つて、特許植民會社のかゝる政治的性格の獲得が如何にその會社組織の確立、即ち永續的資本の確立の要求と關聯するかを、特にイギリス東印度會社の場合に就いて考察したいと思ふ。

企業形態即ち合本制の形態は漸次的の段階を経て發展して來たものであつた。先づ一六〇一年から一六二年に至る間の創業期の企業形態は個別企業・當座企業などと稱される當座企業であつて、各航海毎に出資が行はれ、またその歸航毎に決算が行はれて解散され、かくて各航海の企業は別個な計算に屬してゐた。(尤もそれを管理する重役團はその度毎に解散されたわけではなかつたが)。然るに一六一三年に至つて、後述の如き要因によつて永續的資本の確立が要求された結果かゝる當座制は捨てられて、數次の航海を包括する合本制が出現したのであつて、これが合本企業乃至總括航海と稱されるものである。この制度は一五六七年のクロムウェルの改組による更に新なる制度の成立まで存續したので、かくてこの時期は謂はゞ中間期に當る。この時期の間に於いて永續的資本確立への要求はいよいよ強くなり、遂に右の一六五七年に新合本企業が成立するに至つて、永續的企業としての基礎が出來上つた。かくの如く當初に於いて當座制企業としての資本形態をもつてゐた東印度會社は、對印度貿易航海の旺となるに從つて、合本制へ、更には永續的資本確立へと發展して來たのであるが、かゝる發展を促した要因の最も強力なる一つとして政治的機能の擴張、即ち政治的性格の獲得を見出すのである。次にその關係を考へねばならない。

然し、それに先んじて一言して置かねばならぬことがある。それは以上の如くいつたとしても、吾々は政治的性格の獲得を以て唯一の強力な要因と認むるものではない、といふことである。いふまでもなく、東印度會社は始源的には印度貿易による營利を目的として成立した企業であつた。従つてその會社の資本形態、機能、組織等は何よりも先づその事實によつて規定されねばならなかつた。即ちそれらの點が如何なる特質を有するものとして發生したか、或はそれが如何に變化したか、等のこととは一先づ營利事業としての觀點から考へられねばならない。

かくて政治的要因が發生するに先んじて先づ働いたものは、會社企業そのものに即する要因であつたのである。即ち例へば一般的に、元來會社成立當初當座企業制が行はれたに就いては、當時のイギリスの資本市場の特殊なる事情が影響したのであり、また資本の永續性の要求及びその實現に就いても、この事情が或は促進的な或は制約的な影響を與へたものであることを知らねばならない。然いまくる一般的的事情は別として、企業としての會社そのものゝ立場から、永續的資本制確立への要求は何故に生じたかを考へておく必要がある。それは特に初期の時代に關して重要である。然るにこの點に關しては、基本的要因として短財的資

本制の缺陷を擧げることが出来る、即ち當座制企業の場合は勿論、合本制企業の場合に於いても、各航海貿易の資本が別個な管理に屬してゐたことは、その航海貿易が旺となるに從つて會社存立上最も不便なこととして現らはれて來た。殊に會社の外廊が合本制であり乍ら、實質に於いては制規組合的の企業を繼續してゐたといふ矛盾が、その缺陷の根本であつた。この矛盾は次の如く指摘されてゐる。「一航海の決算事務が處理されない間に、若干の新遠征航海が更に行はれる。然もそれらが相合して數年に亘る會社の一體の貿易であるかの如く考へられた。然るにこのことは事情を錯雜ならしめ、従つて時にはそれらの間の關係を辨別することを絶対に不可能ならしめた。然るにまた以上の事實は、現實の遠征航海終了後も數年間は資本が未返済のまゝ存續せねばならなかつたことを示してゐる。といつてそれは必ずしも、諸航海の間に聯繫の存することを証するものではなかつた。かくて困難な問題が起つた理由は、主として、合本制會社の組織そのものが諸遠征航海の間の聯繫を必然的前提としてゐるにもかゝわらず、それに應ずる資本の獲得を缺いてゐたといふことに存する。これが假りに制規組合の場合であるならば、各遠征航海は各個に決算され、利益を何人に配當するかに就いての問題は起り得ないものである」と。(Heckscher, ibid., I, 50-5) 即ち外廊に於いては合本制をとり乍ら、企業の實體——資本の存續——が制規組合的であつたといふ矛盾が認められるのであつて、かくの如く「二兎を追つた」結果が困亂となつたのである。そしてこの矛盾困亂からの脱却は、必然に會社資本の永續性の要求とならざるを得なかつた。従つてこれを別言すれば、本來の「外廊としてのカムバニー」を實質的に裏付けるまで企業を擴充することが資本の永續性の要求となつて現はれたので、この意味に於いては「合本制の本道への復歸」と考へることも出来る。(大塚氏前掲書、後篇第四章第一節参照)

右の如く永續的資本制への要求は、その初期の段階に於いては、主として會社企業自體に存する要因から發生したものであつたが、クロムウェル改組以降に至ると、會社事業は漸次に高度に政治的領域に關聯をもつて至り、そのことはより強く資本の永續性を要求することとなつた。それは即ち會社が單なる貿易會社ではなく政治的性格を有して來たことに外ならない。

ところで吾々は前に會社の政治的性格の前進を、貿易→商館→要素→領土主權といふシエーマに認め得ると稱したけれども、吾々の考へつゝある段階に於いて

は資本永續性の要求が直ちに最後の段階たる領土主権の確立と結び付いてゐたわけではなく、むしろ前述の貿易上の要因と併存する商館を要塞といふ發展と關聯してゐたのである。然しこの發展は直ちに領土主権へと進み行くものであつて、この點に於いてその政治性を重要視しなければならないと考へるのである。即ち商館を要塞といふ發展は、一應は「貿易の擁護」のためと認め得るに至ても單にそれだけとして考へることでは足りない。それは「貿易の擁護」よりも領土主権へ進む前提として考へられねばならないのであつて、このことは對印度政策の方針にも明示されてゐる。元來ムガール帝國の支配下に在つた印度に対するイギリスの貿易上の地位が一應協定によつて確立されたのは、一六一七年に特使ロウの派遣された時であり、そのロウによつて基礎を置かれた貿易政策の基本方針——即ちムガール帝國の保護の下に平和關係を以て貿易を營むといふ方針——は、一六八六年の領土主権獲得政策への轉向まで支配してゐたといはれる。然しこの期間こそ商館を要塞といふ發展が見られた時期であつて、従つて上述の平和政策は政策上の方針としてはとにかく、それが直ちに現實の政策であつたと看做されはならない。殊に例へば軍事的支配の前提とも見るべきかの「報復的捕奪」の再三實行されたことは、單なる貿易の擁護には止らないのであつて、明らかに「戰爭行為と做されねばならない」のである。(Moreland, *Ibid.* 28-1) 然も十七世紀末に至ると取締役會の方針は明白に領土支配の政策を指示してゐるので、それは一六八七年及び八九年にマドラス及びボムベイ管區總督に送達された著名なる書翰に見ることが出来る。即ち前者に於いては、「印度の地に廣大にして確固不拔のイギリス領土を建設する基礎として、文武兩面の權力を有する政治體を建設すること」を説き、後者に於いても、「吾々は武力を維持せねばならず……また印度に一つの國家を造らねばならぬ」と稱してゐるのであつて、それは新なる政策の指示であるに止らず、明白に從來行つて來たことを裏書きするものである。(關大研究論集 第一三號經濟商業篇拙稿「イギリス東印度會社による印度支配の成立」参照) かかる商館を要塞といふ發展は、更に領土主権への發展を含むものとして理解されねばならない。またそれは中世に見らるゝ如き、貿易上の必要のみを求める單なる商館と異なるものといはねばならない。然らばかくの如き政治的支配に向ふ傾向を多分に有するこの時期の發展は、會社企業の發展と如何なる關聯を有するか。換言すれば、商館並びに要塞の建設——それには當然にその目的達成に必要な軍艦の維持をも含む——は企業資本に如何に影響したか。直ちに考へられる如く、それは貿易資本とは別個な資本即ち不生產資本の増大

を意味した。然るに初期に見られる如き個別航海制に於いては勿論、その後成立した總括航海制に於いても、かくの如き個々の航海資本を超越した資本の維持は制度上は不可能のことであつた。それにもかゝらず、現實には、それらの方法を以て企業の行はれていた當時に於いてすら、貿易基地としての商館は設立され得たので、そのための費用は明らかに支出されてゐた。そのことは例へば一六三四年の總會に於いて十萬磅に達する會社の負債が問題となつたことによつても知られる。然もこの負債を諸航海の中何れが負担すべきかを決定出来なかつたといふことは、既に永續資本の必要が明らかとなつたことを意味する。かくてその結果が一六五七年の改組となり、永續資本制の實現を見たのであるが、これによつて更に大規模の要塞の建設が實現され得るに至つたことは、永續資本制が政治的機能の増大と關聯することの密なるを示してゐる。即ち既に從前に於いても、重要な基地例へばサラト(一六〇九年)マドラス(一六三九年)等の獲得に次いで、そこに商館及び要塞が建設され得たのであるが、永續資本制の確立以後に於いては、最大の費用(三十萬磅)を要したといはれるボムベイの要塞が建設され、更にまた他の要塞の費用も増加していつた。その結果は當然に不生產資本の増大となつたので、例へば一六八五年の貸借對照表によれば不生產資本として計上されてゐるもののは總資産の五分の一以上に達してゐる。またこれを一六七八年の場合と比較すれば五十萬磅の増加を示してゐる。尤もこの不生產資本は悉くが要塞の建設維持のみに投ぜられたものではなく、その一部は印度に於ける支配者より特權を獲得するための代價として贈與、武装船の維持等に向けられたものであるが、これらと雖も、印度に於ける貿易の特殊性即ちその政治的性格に基いて要求されたものであつた。かくの如く觀れば、永續資本の必要が生じたのは、初期に於いては貿易そのものに於ける資本の要求によるとしても、十七世紀中期以降即ち會社の基礎の確立期に於いては、むしろその貿易によつて生じた歐洲外的領域に於ける政治的軍事的機能の増大に基くものであつたといはざらを得ない。

以上苦々は極めて大握みながら、専ら東印度會社の場合によりつゝ、そつ政治的性格を永續資本制の成立を通じて考察して來たのであるが、この事實はアフリカ貿易に從事した諸會社並びにハドソン灣會社に就いても見出すことが出来る。更にまた資本の永續性に就いて考へ得ることが、資本の大ささに就いても人體に於いて認め得るのであつて、その一端は上述の不生產資本の増大の傾向に示される。

かくてベックシャーのいふ如く、「印度その他に於ける巨大なる政治構造たるイギリス帝國を建設することは、個人商人の活動に依存する制規組合によつて貿易が組織される限りは不可能であつた。」(Ibid. 496) こゝにそれは合本制を要求し、またその永續性を要求したのであつて、これを逆にいへば、特許植民公社の資本の確立はその政治的機能を離れては理解されないといふことになる。特許植民公社の政治的性格はこの意味に於いても説明せられるのである。

四

然し乍ら更にすゝんで考へるならば、特許植民公社は元來その成立の始源から政治的性格を負はされたものであつた。といふことは、その成立が既に或る程度の國家の要請に基いてゐたのである。吾々はそれが如何なるものであるかを理解するためには、その關係を明示する特許狀の意味を考察することから出發したい。

既に述べた如く近代企業の典型的形態たる會社企業は、その發生に於いて國家との間に密接なる關聯を有してゐた。これを會社の成立に就いて觀れば、例へばフランスに於いてその顯著なる例を見出す如く國家がその成立に關する主導權を有してゐた場合があり、またイギリスに於ける如く専ら商人の主導によつて成るものであり乍ら、國家がこれに深く關與した場合があつたが、何れにせよ國家との間に不可分の關聯が認められた。また成立後に於いては、これらの會社は國家の財政に少なからざる寄與をなした乳牛の役割をも演じたので、イギリスに就いていへば、少くともかの南海泡沫事件後に至つて、政府財政の基礎が確立するまではこの寄與の重要性を認めねばならぬ。かくて國家は始めからこれらの會社、特に特許植民公社に深い關與を有してゐたのであるが、その關與は單にその成立乃至その後に於ける財政上の援助といふが如き點に限られず、更に重要な點が存在する。それが即ち國家機能の代行といふことであつて、後には帝國的擴大に重大なる役割を演じたことは既述の如くである。そこでこの點を理解する出發點として、會社と國家との關係が先づ何を媒介として成立したかを考へることが便であるが、かゝるものとして吾々は特許狀を見出すのである。かくて特許狀は國家の政治力と會社の經濟力との依存關係の媒介者であつたと認められるが、それは如何なる點に見出すことが出来るか。周知の如く特許狀の効果は、一は會社をして法人格を有する公的自治體たらしめたことであり、他は會社に獨占的特權を付與したことであるが、この兩面は密接なる關聯を有するものである。

先づ第一の點に就いて觀るに、法人格を有する公的自治體たる資格の付與とはコーポレイト・ステイタスの付與（乃至獲得）、即ちインコーポレイションを指

すものであつて、それには合本制會社の場合は勿論、制規組合の場合に於いてもカンパニーたるための第一の條件であつた。かゝるインコーポレイションの結果として會社は法人としての各種の性格をもち、特殊なる地位を有することとなつた。それが如何なるものであるかは、詳細には會社の種類によつて必らずしも一定してゐなかつたが、基本的には二つ（點）が認められる。第一はそれによつて個々のメンバーの存在を超えた永續的（永続的）存在を有するに至ることであり、第二はそれに伴つて種々の權利と義務とを有するに至ることであつて、こゝに會社の存立の外廓ともいふべきもの或は構成が規定されることとなる。

然し乍ら特許狀獲得の效果に就いては、それと關聯する更に重要な第二の方面、即ち獨占的特權の存することを知らねばならない。これはインコーポレイションが主として會社の存立様式乃至構成に關するものであるに對して、専ら會社活動の根據の確定に關するものであつた。從つて吾々にとつてはこの點が重要である。然し前述の如く、インコーポレイションと獨占的特權の付與とは不可分であり、また前者が會社の存立そのものを規定するものである以上基本的であることはいふまでもない。またこの意味に於いては獨占的特權の付與はインコーポレイションの結果の一つであると考へることも出来る。然しかく考へるととしても、その結果としての法人格付與と獨占的特權の付與とを比較する場合、特許植民會社の機能に關して重要なものはその活動の根據を與へた獨占的特權付與の側面であつた。この點に關しホールズワースのいふところによれば、「コーポレイト形態が王及び商人によつてその意義を重視されたのは、それによつて各メンバーとは別個な擬制人格が造り出されたことによるよりは、むしろ政治上（權力及び貿易上の）特權を付與された團體が造り出されたことによるのであつた。またコーポレイト形態が重視されたのは、會社を構成する個人の利益の見地からではなく、貿易組織及び國家の外交政策の見地からであつた」と。(Holdsworth, Hist. of Eng. Law, VIII 201—) ところで遡ればかかる特權の付與は既に中世以来一般に行はれたところで、それは外國貿易に關聯する廣範圍の統制権が王の大權に屬すると考へられてゐたところによるものである。從つて貿易上の特權に關しては、中世以來認められた——殊にマーチャント・アドヴァンチラーズに特權がこの時代の特許植民會社の場合にも一應はその内容をなすものであつた。然し根本的には著しい差異が存する。それはこの時代の特許植民會社は歐洲外的領域を貿易の範囲としたので、既述の如き意味に於いてその政治的特權が特に重要視されねばならないといふことである。それに就いて觀るに、當時の歐洲

人の考へ方に於いては、これらの領域には固有の統治組織が存在しないか、或は存在してゐても全く無力のものであると考へられてゐた。吾々はかくの如き考へ方自體に彼らの歐洲外的領域への支配擴大の一つの要因を見出しえるが、それは特許狀に於いてもしばしば明言されてゐた。即ちこれらの領域は、他のイギリス人乃至基督教徒たる君主の支配せざる領域であつて、そのことを前提として特許植民會社は殆んど國家の主權に等しい權能を付與されてゐたのである。從つてその内容は多岐である。例へば、新たに發見乃至獲得された領土に對する行政、法廷の設置、地方的の立法、稱號の付與、要塞の建設、軍隊の動員、基督教徒たる君主及び民族に對する宣戰媾和、會社の特權を脅威する一切のものの容赦なき打破、許可なくしてその領域内に於いて貿易を營む者の逮捕追放、及び或る場合には地方的の通貨鑄造等がこれであるが、更に經濟的方面に於ける獨占權として土地、水域及び礦山の下付の特權を與へられてゐたことを考へれば、特許植民會社はそれ自身として一つの國家であつたといひ得る。尤もかゝる廣範なる特權の付與及びそれに基く政策が、凡ての會社に等しく見られたわけではなく、會社により被支配領域により、若干の差異のあつたことは認めねばならぬ。そしてこの場合に於いてもその典型となつたものは外ならぬ東印度會社であつた。

以上に於いて特許狀を媒介として特許植民會社が如何なる政治的性格を有するに至つたかを概観したが、吾々は最後にその性格を更に深く理解するため、國家は何故にかくの如き特權乃至機能を會社に付與したかを考へねばならない。然しこの點に就いては、單に特許狀を通ずるのみでは理解し得ないのであつて、當然に他の事情、殊に特許植民會社の遂行した現實の役割をも考へ合さねばならない。

それに就いて一應會社の立場から考へれば、當時の所謂植民地貿易を中心とする諸事業に於いては、一方に於ける歐洲諸國の對立抗爭、他方に於ける植民地の狀態等に依つて、國家の支持助力を得ること即ち或の程度の政力の保持が必要であつた。いな一般に外國貿易に於ける何らかの政力の隨伴は、外國貿易そのもの性質上當然の現象であつたとも考へられる。然し上述の如く、この時代に始まる特許植民會社に於いては、貿易上の必要と目される以上の廣範且つ強力な政治的性質が認められるので、それに就いては國家の側から觀て、これらの會社に貿易遂行以上の重荷を負はしめんとした意圖があつたことを認めざるを得ない。それを吾々はこれらの會社の活動の結果として齊らされた帝國的擴大に見出すのである。そしてこゝにまた國家と會社との依存關係の一面が認められるのであつ

て、その媒介者となつたものが特許狀である。かくて「國家によつて付與された特許狀及び特權なくしては、史上見らるゝ如き會社の發展はなく、また從つて會社が國家にとつてその權力を地球上の凡ゆる地方にまで擴大する手段となることは出來なかつた」といひ得るのである。周知の如く吾々の考察しつゝある時代に於いて、歐洲諸國は競つて新に見出された地域に對する支配の擴大を求めて、かつた。從つて出來得るならば國家自らの主導によつて自らその事業を擔當する方法が選ばれたであらう。然るに多くの國々、殊にイギリスに於いてはこれと異つて専ら特許植民會社をしてその使命を擔當せめたのは何故であらうか。これに就いては、マーチャント・アドヴェンチュラーズ以來、外國貿易並びにこれと關聯する事業が専ら商人の主導によつて遂行され組織化されて來た事實の影響も認めねばならないが、他方に於いて、國家乃至政府が上述の如き意圖をもち乍らそれを擔當する能力を缺いてゐたといふ事實を指摘せねばならない。この點に關する國家の無能力をエジニアートンは次の如く解してゐる。「當時の植民會社（筆者）の獎勵は實は政府の小心（或は警戒）に歸因するもので、これらの會社は政府の役人が足を踏み入れることを恐れた土地に進出したのであるといはれて來た。然し余をしていはしむれば、初期に於いてはこれらの會社は、政府の役人が足を踏み入れることの出来なかつた場所に進出したのである。當時の政府の信用の缺陷、歲入の不足、腐敗等は無力なるものを一層無力ならしめてゐた。かゝる事情の中に在つては、新なる植民地の開拓の如き大事業の遂行は國家の到底及ばないところであつた」（Egerton, Short Hist. of Brit. Col. Policy, 201-2）即ち國家はそれを痛感し乍らも行政上財政上の缺陷のために、かゝる事業の主導性をとり得なかつたのである。イギリスに於いては少くとも一七二〇年に至るまではかゝる狀態を脱却し得なかつた。

以上の如き事情は東印度會社の場合に關して明白に認められる。即ち當時政府としては、東印度會社の獨占的特權を回収して、これに代つて自ら貿易を統制し支配の擴大を擔當し得ればこれに越したことはなかつた。然るにその前提となるべきことは所謂不生產資本を政府が肩代りすることであつたが、それすら當時の政府の力の及ばなかつたことであつたといはれる。吾々はそれに關する實例を、スコットによつて數多く示されてゐる。例へば、ステュアート家歷代の王に就いていへば何れも印度に於ける要塞維持を望み得なかつたが、特にチャールズ二世の如きはボムベイを保有するどころか、却つてこれを一年僅か十磅で會社に賃貸してしまつた。またクロムウェルは一六五五年に印度並びにアフリカの全要塞を約

一萬磅で買収し得る機會があつたにもかゝらず、これを避けて會社の改組永續資本制の確立を行ふに至つた。更にピューリタン革命後に於いては、フランスとの戦争のために何れの政府に對してもかゝる機能の擔當を望むことは出来なかつた。また一七二〇年の財政立直の行はれるまでは、如何なる方法を以てしても新なる資金を集めることが出來なかつた。東印度會社の不生産資本は、一六八五年には七〇萬磅餘であり一七〇二年の新舊會社合併當時には四〇萬磅であつたといはれるが、これだけの資金を手にすることすら不可能であつた。残された唯一の方法としては公債を發行しこれを以て支拂に充てることであつたが、これとても當時の政府の財政状態では實現を望むことは困難であつた。かくて一七二〇年に至るまでは東印度會社よりその要塞維持の責任を移管するが如きことは全く考へも及ばないことであつたといはれる。(See, John Stock Companies, I, 455—6)

然し乍ら特許植民會社による政治權力の把持は單にかくの如き消極的理由にのみ歸することでは不十分である。即ち政府側に於ける無能力といふ事情は認められるに於ても、更に當時の重商主義の基本と結びつけてその意義を認めねばならない。「本來國家のなすべき仕事に屬するこれらの機能をかくの如く私人に委譲したことは、單に不可避の必要に基くのみならず、重商主義の一一般的見地と結び付いてゐた。それは慎に、補助金その他の誘因によつて、私的利害關係を國家政策遂行の具たらしむる方策を有するものであつた」(Leckeben, Ibid. 454—5) 特許植民會社の歴史上の意義を考へようとするとき、かくの如き國家政策との結び付きを認むることは必ずしも歴史を歪曲するものではない。ましてその後に於けるこれらの會社の演じた役割が國家に對して何を齎らしたかを考へるとき、上述の如き理解は決して不當でないと思ふ。

特許植民會社の政治的性質は以上の如き意味に於いても理解されるのであるが、こゝに一つの異例と感ぜられる場合のあること、並びにその解釋を附言しておかねばならない。

それは移住植民地たるアメリカに於ける特許植民會社の場合であつて、これは他の場合——殊に東印度會社の場合——と異つて、その政治的權力把持の期間が極めて短剝であつた。例へばヴァージニア會社の場合に於いては、その第一特許狀は一六〇六年に付與されたが既に一六二五年には廢棄され、その後この會社は單なる貿易會社としてのみ存續することとなり（一六三三年消滅）、植民地そのものは主張として直轄支配に歸屬した。かゝる結果を生ずるに就いては、會社

内部に於ける勢力關係の對立、王と會社との間の利害關係の對立等の事情が伏在してゐたことも認めねばならないが、それ以外に二つの方針の傾いてゐたことを知らねばならない。それはチャーチルズ一世の宣言書に明言されてゐる。即ちかかる植民地の統治は王に直屬すべきものであつて、會社乃至法人に委託すべきではない。元來これらのもとに委すべきことは、易及び商業であつて、假令如何に輕微なることと雖も國務の管掌を委譲するが如きことは適切にあらず且つ信を置くを得ない」といふのである。そしてこの原則は他のアメリカ植民會社にも擴大され、その政治權力が回収されることになつた。然るにかくの如き見解は、一見すれば他の領域の會社に對する方針と矛盾するが如くである。即ち例へば東印度會社、アフリカ會社乃至ハドソン灣會社に對してはそれは適要されなかつた。そのことは如何に解さるべきか。こゝに「國務」の意義が問題となる。

既に上來述べ來たところによつて知り得る如く、東印度會社を始めとする特許植民會社が「輕微」ならざる政治的機能を有してゐたことは明瞭であるが、實はそれらの機能はこの宣言書に於ける所謂國務とは別なものであつた。それに就いては、これら兩種の植民地が根本的に性格を異にするものであつたことを知らねばならない。換言すればアメリカ植民地はイギリス人の移住植民地であつてそこにはイギリス人社會が成立しつゝあつたのに對し、所謂歐洲外的領域に於ける植民地は植民地の型としては商節型乃至貿易型のものであつて、その地域の社會は別個な人種に屬する。即ち前者はイギリス本國社會の延長であるに對して後者はそれとは全く別の世界に屬するものであつた。かくてイギリス人社會に關する「國務」は王に歸屬するといふ意味に於いて、前者の「國務」が會社より回収されたと考ふべきである。即ちそれはイギリス人社會内の政治關係の統制の謂であつて、吾々のいふ政治的權力を意味するものではなかつた。そのことは既に述べた特許狀に於いて、會社の活動領域に關してイギリス人乃至基督教徒たる君主の支配せざる地域といふ限定がおかれることによつても理解される。尤も、兩種の植民地の間にかくの如き差異が存し、その會社の政治權力把持の期間に長短の別はあつたとしても、帝國的擴大といふ機能を擔當したといふ點に於いてその間に差異があるわけではなかつた。即ちそれらは何れも帝國擴大の尖兵としての役割を演じ、十九世紀後半の帝國主義時代に至つて復活した後期特許植民會社の典型となつたものなのである。（一九・五・三）